

平成25年度特定課題評価における二次政策評価の実施方針

1 趣旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成25年度特定課題評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 平成25年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、特定課題評価を実施する。
- (2) 「新たな行財政改革の取組み（改訂版）後半期の取組み」の着実な推進を図る観点から、次の2つのテーマについて点検、検証等を行う。

ア 道有建築物等の長寿命化の取組み

道有建築物等の老朽化に対応するため、計画的な修繕・改修の実施による長寿命化の取組みの現状や課題、今後の一層の長寿命化の方向性等について点検、検証等を行う。

イ 道有資産の有効活用の取組み

遊休地の売却・貸付等による道有資産の有効活用に関して、歳入確保の取組みの現状や課題、今後の更なる有効活用の方向性等について点検、検証等を行う。

3 評価の対象

- (1) 「道有建築物等の長寿命化の取組み」関係
 - ア 道有建築物等の情報活用に係る手続き
 - イ 道有建築物等の維持運営に係る手続き
 - ウ 道有建築物等の修繕改修に係る手続き
- (2) 「道有資産の有効活用の取組み」関係
 - ア 道有資産の情報活用に係る手続き
 - イ 道有資産の維持管理に係る手続き
 - ウ 道有資産の処分・活用（売却・貸付等）に係る手続き

4 評価の視点

- (1) 「道有建築物等の長寿命化の取組み」関係
 - ア 将来に向けての財政負担の軽減
 - イ 行政サービスの維持・向上
 - ウ 業務手続きの現状
 - エ 業務手続きに係る改善の要否
 - オ 業務効率化、民間活用の可能性
 - カ 今後の方向性
- (2) 「道有資産の有効活用の取組み」関係
 - ア 財政健全化に向けた財源の確保
 - イ 業務手続きの現状
 - ウ 業務手続きに係る改善の要否
 - エ 業務効率化、民間活用の可能性
 - オ 今後の方向性

5 評価の実施方法

(1) 評価調書の作成

各実施機関が作成した評価調書を二次政策評価調書とし、これに必要な意見を付して実施機関へ通知する。

(2) 二次政策評価の調整

二次政策評価の検討など必要な事項については、別に定める。

6 外部意見の反映

二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、専門委員会から意見を聴取するものとする。

7 二次政策評価結果の反映

二次政策評価の結果については、実施機関が所掌する政策の企画立案をはじめ、総合計画の推進、重点政策の展開に反映するとともに、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備に当たっては、評価結果を踏まえたものとする。

8 二次政策評価結果の公表

二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、二次政策評価の結果、意見の内容等）については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、当該事業の実施機関（所管部局）においても縦覧及び配付用資料の配付などを行うものとする。

9 道民参加の推進

(1) 二次政策評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。

(2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況については、適時に公表する。